

# 児童文学と子どもの権利

～子どもにとって「いちばんいいこと」ってなんだ～

日本政府が「子どもの権利条約」を批准してから来年でちょうど30年になります。

「子どもの権利条約」には「子どもの最善の利益」という文言が繰り返し使われています。子どもにとって「いちばんいいこと」とは何でしょう。児童文学を書くことや読むことは、それを知ることにつながっているのではないのでしょうか。子どもにとって「いちばんいいこと」を知っている作品は、子どもの良き友であり、頼もしい味方となれるはずです。

児童文学の可能性をもっと理解して拓くために、この研究会を企画します。

子どもの幸せを願うおとなのみなさん、もの申したい子どものみなさん、ご参加をお待ちしています。



**講演 …… 増山 均** (ましやま ひとし)

**「子ども文化と子どもの権利を考える  
— 子どもの権利条約第31条に注目して」**

\*31条=休み、遊ぶ権利「子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています」(日本ユニセフ協会抄訳)

1948年栃木県宇都宮市生まれ。早稲田大学名誉教授。日本子どもを守る会会長。日本学童保育学会代表理事。主な著書は、『教育と福祉のための子ども観』(ミネルヴァ書房)、『アニメーションと日本の子育て・教育・文化』(本の泉社)、『子どもの尊さと子ども期の保障』(新日本出版社)、『学童保育を哲学する 子どもに必要な生活・遊び・権利保障』(自治体研究社)など

◆日時 2023年

**10月21日** (土) 午後2時～5時(午後1時半開場)

**シンポジウム 「〈子どもの声〉を受けとめて」**

**梨屋アリエ + 野坂悦子 + 村上雅郁 + 黒川裕子 + 西山利佳(司会)**

★会場 出版クラブホール3F(地下鉄神保町駅下車徒歩2分)

★定員 会場参加100名+リモート参加100名

■主催  
一般社団法人  
日本児童文学者協会

〒162-0825  
東京都新宿区神楽坂6-38  
中島ビル502

TEL 03-3268-0691

FAX 03-3268-0692

Mail zb@jibunkyo.or.jp

## ◆参加費と申し込み方法

・参加費 1000円 \*会場参加の方は当日会場にて。リモート参加の方は、事前に郵便振替にてご送金下さい。

・申し込み方法 メールかFAX、日本児童文学者協会のWEBサイト、または郵便で、お申し込みください。

(リモート参加される方は、メールまたはWEBサイトからお申し込み下さい。)

WEBサイト  <https://jibunkyo.or.jp>

National Institution For Youth Education  
NIFYE 国立青少年教育振興機構  
「子どもゆめ基金助成活動」

体験の風を  
おこそう



# シンポジウム・パネリスト紹介



梨屋 アリエ

(なしや ありえ)

1971年栃木県生まれ。児童文学作家、YA作家。主な作品に『でりばりいAge』『ピアニッシモ』(以上、講談社)『きみの存在を意識する』(ポプラ社)『ココロ屋』(文研出版)など。



野坂 悦子

(のざか えつこ)

1959年東京都生まれ。オランダ語、英語等の翻訳家。主な訳書に『第八森の子どもたち』(エルス・ペルフロム作/福音館書店)『ぼくとテスの秘密の7日間』(アンナ・ウォルツ作/フレーベル館)など。



村上 雅郁

(むらかみ まさふみ)

1991年生まれ。鎌倉市に育つ。児童文学作家。第2回フレーベル館ものがたり新人賞大賞を受賞、『あの子の秘密』でデビュー。主な作品に『キャンドル』『りぼんちゃん』『きみの話を聞かせてくれよ』(以上、フレーベル館)など。



黒川 裕子

(くろかわ ゆうこ)

1979年生まれ。大阪府生まれ。児童文学作家。主な作品に『奏のフォルテ』『天を掃け』『となりのアブダラくん』『いちご×ロック』(以上、講談社)『#マイネーム』(さ・え・ら書房)など。



西山 利佳 (司会)

(にしやま りか)

1961年宮城県生まれ。児童文学評論家。日本児童文学者協会常任理事、研究部長。青山学院大学コミュニティ人間科学部准教授。著書に『〈共感〉の現場検証 児童文学の読みを読む』(くろしお出版)など。

協会WEBサイトでは、「子どもの権利」を考える」という連載エッセイを掲載しています。ぜひぜひご覧ください! <https://jibunkyo.or.jp/> 児文協で検索!

聞かせてください あなたの言葉  
子どもの声募集中!

こちらのQRコードから、  
グーグルフォームにアクセス!



◇この活動では、団体広報や子どもゆめ基金への報告のために写真撮影を行います。撮影した写真や映像等は、広報用にHPやSNS、刊行物等に掲載することがあります。なお、子どもゆめ基金へ報告用に提出した個人情報(写真)は、「(独)国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」に基づき、子どもゆめ基金助成業務以外の目的には使用されません。

## 会場地図

